

速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 契約者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が契約者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも契約者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 契約者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、契約者及び、家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、契約者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は契約者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 6 虐待防止について

事業者は、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	神宮 由香
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 7 秘密の保持と個人情報の保護について

①契約者及びその家族等に関する秘密保持について	事業者及び事業者を使用する者は、サービス提供する上で知り得た計約者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報について	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族等の個人情報をを用いる時は、当該家族等の同意を、あらかじめ書面にて得る場合がございます。

## 8 身分を証する書類の携行

サービスを提供する訪問介護員等には身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び契約者又はその家族から求められたときは、これを提示します。

## 9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に契約者に緊急な事態が発生した場合、契約者の主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定す